

平成 28 年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

公益事業

(イ) 日中一時支援事業

長く議論されてきた社会福祉法人制度改革は、平成 28 年 4 月 1 日（一部施行）および平成 29 年 4 月 1 日の 2 段階で施行されることとなった。法人の経営組織の見直しと事業運営の透明化を進めるとともに、地域における公益的な取り組みは責務とされた。

さらに、今後の社会福祉法人の経営は、「持続可能な制度」をキーワードとする予算削減、業界全体の人手不足、多様な事業主体の参入による競争激化など、障害福祉は大きな課題を抱えた中での改革を迫られている。

こうした中、ささの会事業として、平成 27 年 4 月に多機能型事業所ぼとふ館が開所し、地域に支えられながら、運営も軌道に乗りつつある。法人内の事業所相互の強みや機能を有効に活かし、法人として地域のニーズに多角的に応えることが可能となった。

地域におけるサービスの谷間を減らし、地域福祉を推進するという法人の方針のもと、今後も常に利用者のニーズを軸に置き、利用者には選ばれるサービスの提供、地域に根ざした実践をより一層、推進していきたい。

これらを踏まえて、平成 28 年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとした。

【平成 28 年度法人重点事項】

- ① 権利擁護の徹底と意思決定支援の推進
- ② 社会福祉法改正に向けた法人組織の強化・見直し
- ③ 法人事業所の有機的連動による地域に根ざしたサービス体系の整備
- ④ 岩槻区における地域システムの構築及び機関ネットワークの推進
- ⑤ 法改正と今後の事業展開を視野に入れた法人事務局の機能強化

【平成 28 年度法人事業計画】

1. 理事会、評議員会の開催
 - (1) 年 3 回（5 月、1 月、3 月）の理事会・評議員会の開催
 - (2) 常任理事会の開催（毎月第三水曜日）
 - (3) 社会福祉法改正に合わせた役員改選の準備

2. 社会福祉法の改正に向けた法人体制の検討（2 か年計画最終年）
 - (1) 積極的な情報公開による経営の透明化
 - (2) 諸規程・マニュアル等に基づくコンプライアンス強化
 - (3) 理事会、評議員会、常任理事会及び法人会議の再編と法人委員会の運営推進によるガバナンスの強化
 - (4) 常任理事会を理事会へと切り替えるための準備と運営体制の確立
 - (5) 中立的な議決機関としての評議員会の機能の見直しと再編成
 - (6) 法人の長期経営戦略の検討及び社会福祉充実計画の策定（H28.4 法改正）
 - (7) 生活困窮者の支援など、公益事業の実施に関する計画の策定（H28.4 法改正）
 - (8) 法人事務局機能の強化

3. 権利擁護の推進
 - (1) 障害者虐待防止法を踏まえた虐待防止体制の推進と虐待防止研修の実施
 - (2) 障害者差別解消法に合わせた法人行動規範の見直しと、合理的配慮に基づく環境整備、コミュニケーション支援、情報提供の工夫等の取り組み
 - (3) 各事業所の本人活動（自治会等）、苦情解決体制、法人倫理会の推進
 - (4) さいたま市との協定に基づく積極的な虐待被害者の保護・受け入れ

4. 法人事業所の多様な機能を組み合わせたサービス体系の整備
 - (1) 入所、グループホーム、支援つき単身生活など、選択が可能となる様々な暮らしの場の創出と提供
 - (2) 障害者支援施設どうかん（以下、「どうかん」）における有期限有目的入所（ショートステイも含む）、共同生活支援事業所ほがらかホーム（以下、「ほがらかホーム」）の単身型ホーム、サテライトホームを組み合わせた地域生活への移行支援の推進
 - (3) 「どうかん」における緊急時の受け入れ態勢の整備とさいたま市岩槻区障害者生活支援センターささぼし（以下、「支援センターささぼし」）が連動した地域におけるセーフティネットの体制づくり
 - (4) 多機能型事業所ぽとふ館（以下、「ぽとふ館」）の日中活動支援で蓄積したノウハウの活用による、各事業所の日中活動の充実と利用者一人ひとりの個性に合わせた社会参加の推進
 - (5) 「ぽとふ館」で実施する日中活動支援、居宅介護事業、相談支援事業、短期入所事業を組み合わせた一体的な運営と地域支援の拠点づくり
 - (6) 指定特定相談支援事業所「レタス」、「セロリ」と支援センター「ささぼし」における、計画相談に関する地域相談システムづくり
 - (7) 「ほがらかホーム」の移転及び新規グループホームの設立

5. 人材の育成・確保と定着サポートの強化
 - (1) 平成 29 年度人材確保計画の早期策定とリクナビの活用
 - (2) 法人キャリアパス制度（H27.6 作成）の推進
 - (3) キャリアパスに基づく研修計画（強度行動障害研修、喀痰研修等）の実施
 - (4) 処遇改善加算に基づく賃金体系の見直し（2 か年計画の最終年）
 - (5) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成（6 月）
 - (6) 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の導入
 - (7) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対応する手続き、個人情報の管理体制等のシステム整備
 - (8) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の変更への適切な対応

6. 地域との共生
 - (1) 自治会活動、施設行事、地域行事、防災訓練等を通じた地元住民との交流
 - (2) 周辺学校との交流事業の継続
 - (3) 岩槻区ゴルフ連盟との交流事業の継続
 - (4) さいたま市市民会議、岩槻区民会議、地区社協などの市民活動への参加
 - (5) 支援センター「ささぼし」を中心とした、障害者の権利擁護・差別解消のための市民啓発活動の実施

7. 防災対策の強化
 - (1) 法人総合防災計画の策定と防災計画に基づく避難訓練の定期実施
 - (2) スプリンクラー未設置のグループホームにおけるパッケージ型自動消火設備導入の検討
 - (3) 大規模災害があった場合の市内の障害児者受け入れ（さいたま市災害時協定）

8. 各事業所における家族との連携
 - (1) 情報提供を目的とした利用者・家族への説明会実施
 - (2) 個別支援計画の作成プロセスにおける個別面談の定期実施
 - (3) 行事等を通じた家族との親睦
 - (4) 家族の高齢化にともなう意向確認の継続と、家族サポートの取り組み